

奥州市並びに金ヶ崎町雇用対策協定に基づく事業実施状況(総括表)

令和6年度における主要事業



1. 地域企業への就職促進

【水沢所 就職件数】

目標値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2, 306件以上	212	176	196	211	131	166	177	141	130	148	202	246	2136

【就職相談会の開催】

目標値	実績数
2回以上	2

【UIJターン者の就職者数】

目標値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
10人以上	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	4

【人材不足分野の就職件数】

目標値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
497件以上	51	30	41	53	34	55	39	34	18	36	48	76	515

2. 若者等の地域への就職・定着支援

【新規高等学校卒業者の管内就職率】

目標値	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
50%以上	46.2%	47.1%	47.8%	49.8%	50.4%	50.6%	51.1%			

【新規高卒予定者の就職内定率】

目標値	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
100%	70.1%	88.7%	91.9%	95.9%	96.7%	97.8%	100.0%			

【ユースエール認定企業(新規認定)】

目標値	実績数
1社以上	0

3. 多様な人材(高齢者・障害者・生活困窮者・育児休業中の女性)が働き甲斐を感じられる
職場環境整備の促進・就労支援

【生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率】

目標値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
83.4%以上	46.2%	200.0%	242.9%	250.0%	120.0%	100.0%	72.7%	66.7%	55.6%	57.1%	42.9%	50.0%	97.7%

【障害者の就職件数】

目標値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
152件以上	27	18	12	12	10	5	15	12	14	12	8	12	157

【生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率】

目標値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
68.1%以上	100.0%	41.7%	66.7%	0.0%	100.0%	66.7%	600.0%	100.0%	0.0%	100.0%	116.7%	25.0%	74.2%

【マザーズハローワーク事業における重点支援対象者の就職率】

目標値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
95.9%以上	82.4%	113.6%	94.7%	100.0%	100.0%	94.1%	100.0%	107.1%	100.0%	66.7%	100.0%	92.6%	96.2%

【「もにす」認定企業(新規認定)】

目標値	実績数
1社以上	1

【「えるぼし」もしくは「くるみん」認定企業(新規認定)】

目標値	実績数
1社以上	1

4. 外国人の適正な雇用促進

【外国人雇用事業所に対する訪問指導】

目標値	実績数
10社以上	18

令和6年度主要事業の実施状況に係る総評

- ・目標値を掲げた14項目のうち、11項目で目標を達成した。
- ・若年者、女性、障がい者等、多様な人材の雇用の場の確保に資するため、各業務を奥州市・金ヶ崎町・水沢安定所が連携し、また、関係機関の協力を得つつ遂行した。
- ・今後も雇用対策協定の目的である胆江地域の経済の活性化および住民の生活向上のため、奥州市・金ヶ崎町・岩手労働局の連携を密に取りながら業務にあたっていくこととしたい。

令和7年度

奥州市並びに金ヶ崎町雇用対策協定に基づく事業計画



令和7年5月

奥州市・金ヶ崎町・岩手労働局

第1 趣旨

奥州市・金ヶ崎町及び岩手労働局は、令和6年3月27日に締結された「奥州市雇用対策協定」並びに「金ヶ崎町雇用対策協定」の第2条に基づき、令和7年度において実施する事業を次のとおり定め、役割分担と目標管理を共有することによって連携強化を図り、より効率的かつ効果的に各種事業を実施する。

第2 令和7年度における主要事業

1. 地域企業への就職促進

令和7年3月における水沢公共職業安定所(以下「水沢所」という。)管内の有効求人倍率は1.19倍となっている。製造業、建設業、医療・介護の分野では、求人を出しても応募者がいない事業所もあり、必要な人材が確保できず事業を廃止する事業所も出るなど深刻な人手不足となっている。

地域の企業が必要とする人材を確保し、地域経済の維持・発展に寄与するべく良質な求人の確保と的確なマッチングの提供に努める。

【数値目標】

- ・水沢所就職件数 2,120件以上
- ・就職相談会の開催 2回以上
- ・UIJ ターン者の就職者数 10人以上
- ・人材不足分野(建設・医療・福祉・運輸・警備)の就職件数 500件以上

【自治体が実施する事業】

- ・ジョブカフェ奥州の運営支援(奥州市)
- ・地域企業を紹介する就職相談会の開催
- ・企業訪問時などにおける求人相談への対応
- ・U・I ターンフェア、マッチングフェアでの就職支援及び企業への開催周知
- ・水沢所が作成する求人情報、各種チラシ等の各施設への配架
- ・各種イベントの広報誌掲載による周知

【水沢所が実施する事業】

- ・求職・求人のマッチングの強化
- ・「求職者マイページ」開設勧奨による求人情報等の積極的な情報提供
- ・各種就職支援セミナーの企画、開催による積極的な就職意欲の喚起
- ・「求人説明会」や「職場見学会」等の定期開催によるマッチングの強化
- ・公共職業訓練の周知、訓練終了者への積極的な就職支援
- ・(仮称)ものづくり関連産業就職相談会の実施

2. 若者等の地域への就職・定着支援

令和7年3月新規高等学校卒業者の管内就職割合は、令和7年2月末時点において50.6%とコロナ禍を機に積極的に管内への就職を検討する傾向が見られ、令和6年3月新規高等学校卒業者と比較し7.8ポイント増加している。地域の発展のためには県内就職希望者のうち管内企業への就職希望者を一層増加させることと、その定着を図ることが重要であり、このことにより、従業員の高齢化による後継者不足を課題とする事業者の事業継承の担い手となる人材に育て上げていくことも併せて必要である。

管内の高校生等に、関係機関等と連携し地域企業の情報発信を積極的に行い、身近にある地域企業の魅力を伝えることが重要と考える。

【数値目標】

- ・新規高等学校卒業者の管内就職率 50%以上
- ・新規高等学校卒業予定者の就職内定率 100%
- ・ユースエール認定企業(新規認定) 1社以上

【自治体が実施する事業】

- ・しごと理解ガイダンスの実施
- ・地域企業を紹介する就職相談会の開催
- ・新規高等学校卒業予定者への面接指導

【水沢所が実施する事業】

- ・新規学校卒業者就職対策連絡協議会の開催
- ・胆江地区求人情報交換会の開催

3. 多様な人材(高齢者・障害者・生活困窮者・育児休業中の女性)が

働き甲斐を感じられる職場環境整備の促進・就労支援

少子高齢化が加速する中、障害者や高齢者などの多様な人材の活躍を支援することが重要となっている。

また、年々増加している生活保護受給者などの生活困窮者についての就労支援を積極的に行い、経済的自立を促すことが強く求められている。これらの多様な人材の就労支援を積極的に行い、人手不足に対する軽減を図る。特に生活困窮者については、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図り、自立相談支援事業等、各種支援を行うための所要の措置を講ずることを目的として施行された「生活困窮者自立支援法」の推進のため、奥州市並びに金ヶ崎町で実施している各種自立支援事業とハローワークの就労支援の連携が肝要であり、生活保護受給前の者や生活保護費を受給している者の就労支援を積極的に実施し、一人でも多くの支援対象者の経済的自立が必要と考える。

他方、出産を機に退職する女性が一定数いる中で、育児中や育児を終えた方へ積極的にアプローチして就労機会の提供を図ることは、慢性的な人手不足を抱える当地域にとっては非常に重要であることから、女性が活躍できる職場づくりや労働者が働きやすい環境の整備を促進する企業を支援し、希望に沿った職場環境や労働条件での就労が実現できるよう各種施策を積極的に展開する。

【数値目標】

- ・生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率 87.0%以上
- ・障害者の就職件数 157件以上
- ・生活保護受給者等就労自立支援事業の就職率 69.6%以上
- ・マザーズハローワーク事業における重点支援対象者の就職率 96.9%以上
- ・「もにす」認定企業 1社(新規認定)
- ・「えるぼし」もしくは「くるみん」認定企業 1社(新規認定)

【自治体が実施する事業】

- ・事業主に対する国の助成制度等、高年齢者雇用支援施策の周知
- ・生活困窮者等自立支援事業における支援対象者のハローワークへの積極誘導
- ・シルバー人材センターへの活動支援(奥州市・金ヶ崎町)

【水沢所が実施する事業】

- ・特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用制度を活用した雇用促進
- ・障害者雇用状況報告による把握、雇用率未達成企業への指導
- ・マザーズコーナーにおける子育て中の求職者に対する積極的な就職支援
- ・えるぼし認定、くるみん認定に係る事業所訪問等による周知

4. 外国人の適正な雇用促進

少子高齢化等による管内労働力人口の減少により、人材不足分野をはじめとして慢性的な労働力不足が続いている中で、当地域では令和6年10月末時点において147事業所が外国人を労働者として雇用しており、県内で2番目に多い状況となっている。一方で外国人雇用に関する正しい知識を持っていない事業主も散見されることから、事業主が守らなければならないルールや配慮事項について周知することで、適正な雇用環境のもとに、人材不足の解消につながるよう各種施策を展開する。

【数値目標】

- ・外国人雇用事業所に対する訪問指導 10社以上

【自治体が実施する事業】

- ・市内企業を対象とした人材確保、外国人雇用の現状・課題等についてのアンケート調査の実施
- ・外国人材雇用セミナー及び情報交換会の実施

【水沢所が実施する事業】

- ・外国人雇用状況報告に基づく雇用状況の把握及び訪問指導の実施
- ・外国人労働者の労働環境等の相談の実施
- ・外国人技能実習機構等関係機関との連携による指導の実施